

平成29年11月13日

株主のみなさまへ

岐阜市神田町8丁目26番地

株式会社 **十六銀行**

取締役頭取 村瀬 幸雄

中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、平成29年11月13日開催の当行取締役会において、第243期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の中間配当金の支払いについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申しあげます。

敬具

記

当行定款の規定に基づき、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金 1株につき4円50銭
(創立140周年記念配当の1円を含む)
2. 効力発生日ならびに支払開始日 平成29年12月8日(金)

以上

中間配当金および端数株処分代金のお支払いについて

1. 平成29年10月1日付けで株式併合（10株を1株に併合）を実施いたしておりますが、第243期中間配当金につきましては、基準日が平成29年9月30日であるため、株式併合前の株式数に対しお支払いいたします。
2. 株式併合の結果1株未満の端数が生じた株主さまに対しては、端数に応じて端数株処分代金を中間配当金と併せてお支払いいたします。
3. 中間配当金および端数株処分代金に関する書類につきましては、お届けのご住所あてに12月7日に発送する予定でございます。

株式会社 十六銀行 株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 連絡先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711 (通話料無料)
--